

令和8年度高知県福祉・介護事業所認証評価事業実施委託業務（実施委託）
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

令和8年度高知県福祉・介護事業所認証評価事業実施委託業務（実施委託）

(2) 業務の目的

福祉・介護職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながる取組について県が一定の基準を定め、達成に向けた事業者の主体的な取組を支援する「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」を効果的に運営することで、雇用管理改善による定着促進や介護サービスの質の向上を実現するとともに、福祉・介護職場に対するイメージアップを図り、安定的に福祉・介護人材を確保することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「令和8年度高知県福祉・介護事業所認証評価事業実施委託業務（実施委託）仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

6, 127千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザル審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するため、「令和8年度高知県福祉・介護事業所認証評価事業実施委託業務（実施委託）プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。概ね10日以内（但し、土日、祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等にかかる競争入札参加者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者である こと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 説明会

日 時：令和8年3月26日（木）14時から15時まで

方 法：オンラインにて実施

参加申込：説明会への参加を希望される事業者は、令和8年3月25日（水）17時までに「15 問い合わせ先」へ電子メールで申し込み、電話で着信を確認してください。

7 質疑と回答

質疑は令和8年3月26日（木）17時までに別紙1により持参又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は必ず電話で着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい者は、参加申込書（別紙2）、法人概要書（別紙3）及び業務実績証明書（別紙4）に、上記5の資格要件の確認書類を添えて提出してください。

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

提出書類の名称	提出部数
参加申込書（別紙2）	1部
法人概要書（別紙3）	1部
納税証明書（都道府県税、消費税及び地方消費税）	1部
業務実績証明書（別紙4）	1部

(2) 参加申込書の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和8年4月2日（木）17時（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
 高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課 担当：西本・田上
 TEL：088-823-9631

(3) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年4月3日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して2日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度高知県福祉・介護事業所認証評価事業実施委託業務（実施委託）公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「令和8年度高知県福祉・介護事業所認証評価事業実施委託業務（実施委託）プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和8年4月下旬頃に、全ての参加者に電子メールにより通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145>]

12 公募に関するスケジュール等

令和8年3月26日（木）14時	説明会（オンライン）
令和8年4月2日（木）17時	参加申込書及び資格確認書類提出期限
令和8年4月15日（水）17時	企画提案書の提出期限
令和8年4月23日（木）13時30分	プレゼンテーション、審査委員会
令和8年4月下旬	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上

又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙5により提出してください。

開示・非開示の判断は別紙5に基づき行うものではなく、別紙5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 その他

(1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合

ウ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

エ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合

オ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

(4) 本プロポーザルは、本事業の令和8年度予算に関して高知県県議会の議決を得ることを条件に実施するものです。

15 問合せ先

高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課

担当者：西本、田上

TEL：088-823-9631

E-mail：060201@ken.pref.kochi.lg.jp